

平成23年度国の施策等に関する提案・要望項目 一覧表

【最重点要望項目】

番号	項目	所管省庁	提案・要望内容
1	地域主権の確立に向けた体制の整備について【企画部】	総務省 内閣府	<p>「地域のことは地域で決める。活気に満ちた地域社会をつくる。」という地域主権の確立に向けて次の体制整備を行うこと。</p> <p>国の出先機関を原則廃止することにより、国から地方へ大胆に事務を移管、権限を移譲し、国の関与を最小限にするよう見直すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリテクセンター、ハローワークなど、住民に直結する事務を行っている国の出先機関は、地方へ移管すること。</li> <li>・地方へ「権限・事務」、「財源とスリム化した人員」をセットで移管すること。</li> <li>・基礎自治体への権限移譲を推進すること。</li> <li>・法令による義務付け・枠付けの見直しを行うこと。</li> </ul> <p>「地域のことは地域で決める」という観点から、国、都道府県、市町村の役割分担を見直すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会制度や義務教育における人事（発令・懲戒）と給与負担のあり方などについて、抜本的に再検討すること。</li> </ul> <p>国から地方への事務の移管、権限移譲の受け皿として、自治体間で事務を共同処理するハイブリッドなサービス提供主体を創設するのに必要な制度改正を早急に実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県間、都道府県と市町村との間、市町村間で事務を共同処理する新たな中間的な自治体として、法人格を有する簡素で効率的な協議会「広域執行連合」（仮称）を創設するのに必要な制度改正を早急に実施すること。</li> </ul> <p>国と地方が適切に協議を行う場を構築し、適期に運用すること。</p>
2	真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について【総務部】	総務省 内閣府 財務省 厚生労働省	<p>地方税財源の充実強化と偏在の是正</p> <p>今後増大が見込まれる行政サービスの安定的な提供に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の引上げを含む税制の抜本的改革の議論を行い、その早期実現を図ること。</p> <p>地方環境税（仮称）の創設等</p> <p>暫定税率を廃止し、当分の間従前の税率水準を維持するために設けられた特例税率の見直しや自動車取得税の廃止を検討する際は、明確な財源措置を示すこと。</p> <p>また、地方自治体が地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進に果たしている役割を踏まえ、地方環境税（仮称）を創設すること。</p> <p>地方交付税総額の復元・増額</p> <p>財政運営戦略が策定されたところであるが、プライマリー・バランス目標や基礎的財政収支対象経費の3年据置きの実現に向けては、国の赤字を地方に付け替えるよ</p>

			<p>うなことは行わず、地方交付税については交付税率の引上げ等を的確に行い、三位一体改革の影響により減少した地方の一般財源総額を復元すること。臨時財政対策債に依存することなく、全額を交付税措置すること。</p> <p>ひも付き補助金の廃止と一括交付金化  一括交付金の制度設計に当たっては、主に次の事項に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保すること。</li> <li>・一括交付金の配分に当たっては、客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方のニーズに配慮すること。</li> </ul> <p>子ども手当の全額国庫負担  平成23年度以降の子ども手当の支給は全額国庫負担とし、国の責任において必要な財源を確保すること。</p> <p>宝くじ発売の許可継続  宝くじ発売収益金の約4割は地方自治体の自主財源として公共事業など地域づくりに役立てられており、地方自治体にとって重要かつ貴重な財源であることから、発行元である地方自治体が主体的に改善を行うこととし、総務大臣も引き続き宝くじの発売許可を継続すること。</p>
3	「ふるさと納税」の促進について【総務部】	総務省 財務省	<p>納税者にとってさらに使いやすい制度とするため、給与所得者の場合は、年末調整により控除できる仕組みを実現すること。</p> <p>個人住民税の特例控除額の上限（個人住民税所得割額の1割）の引上げを行うこと。</p> <p>個人住民税の適用下限額（5,000円）を所得税の適用下限額（2,000円）にあわせ引き下げること。</p>
4	県内高速道路ネットワークの早期整備について		
	第一次的高速道路ネットワークの早期連結について【県土整備部】	国土交通省	<p>第一次的高速道路ネットワークに未だに欠落箇所が存在していることは地方と都市部の格差をさらに拡大させる要因であり、国土の均衡ある発展を図るためにも、国の新成長戦略に盛り込んだ上で、特別措置法の制定や特別枠などの設定により予算を優先配分し、国家政策として2020年度までに連結すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県における以下の事項については、地域住民（県民）が高規格道路の開通による新たな企業活動を展開していくためにも、供用時期を明確にした上で、予算を優先配分し、早期に供用すること。</li> </ul> <p>(1) 山陰道の平成20年代の県内全線供用  「鳥取西道路」、「北条道路」、「中山・名和道路」、「名和・淀江道路（延伸部）」</p> <p>(2) 鳥取豊岡宮津自動車道の整備促進  「駟馳山バイパス」「岩美道路」</p> <p>(3) 鳥取自動車道の平成24年度的全線供用  「大原～西粟倉間」</p>
	県内高規格道路ネットワークの早期整備について【県土整備部】	国土交通省 西日本高速道路(株)	<p>地域間交流、観光及び産業の活性化に資するため、第一次的高速道路ネットワークを補完する県内高規格道路ネットワークを早期に整備すること並びに既存ストックの有効利用を図ること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域高規格道路の整備促進</li> </ul>

			<p>(1) 県で整備中の「北条湯原道路」及び「江府三次道路」の整備促進のための予算確保 「倉吉道路」、「江府道路」</p> <p>(2) 「北条湯原道路」の県内唯一の未事業区間である「倉吉関金道路(仮称)」の早期事業化</p> <p>(3) 国で整備中の「国道183号鍵掛峠道路」の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「米子自動車道」の整備及び無料化</li> </ul> <p>(1) 「大山PAスマートIC(仮称)」早期整備のための予算確保</p> <p>(2) 「蒜山IC~米子IC」の4車線化の早期実現</p> <p>(3) 「落合JCT~米子IC」の無料化</p>
5	「境港」の重点港湾及び日本海側拠点港選定と整備促進等、並びに「鳥取港」の整備促進について【県土整備部】	国土交通省	<p>【「境港」について】</p> <p>重点港湾に選定し、次の整備事業を促進すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中野地区多目的国際ターミナル整備事業(直轄事業)(新規事業)</li> <li>・竹内南地区国際フェリーターミナル整備事業(補助事業)(新規事業)</li> <li>・外港地区防波堤整備事業(直轄事業)(継続事業)</li> </ul> <p>日本海側拠点港に選定すること</p> <p>リサイクルポート(総合静脈物流拠点港)に指定すること</p> <p>【「鳥取港」について】</p> <p>次の整備事業を促進すること〔継続事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防波堤(第1)の整備促進(直轄事業)</li> <li>・防波堤(第2・第3)の整備促進(補助事業)</li> </ul>
6	エコカー関連産業の集積及び次世代電気自動車の普及拡大の推進について【生活環境部】【商工労働部】	経済産業省	<p>電気自動車を核とした環境エネルギー関連産業の振興など革新性を有する取組に対し、国として最大限の支援を行うこと。</p> <p>電気自動車を活用した再生可能エネルギーによる「地産地消型エネルギーグリッド事業」の展開を目指す当県が、国の「次世代エネルギー・社会システム実証地域」に選定されることが可能となるよう、選定地域数及び関連予算を拡充すること。</p> <p>当県初の電気自動車生産企業の進出先である米子市が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(通称「企業立地促進法」)に基づく固定資産税の減収補填(交付税措置)を受けられるようにすること。(市町村ごとの財政力指数ではなく、計画地域全体の財政状況を勘案した制度に変更すること)</p> <p>電気自動車の普及を促進するため、充電設備に対する補助事業を継続するとともに、補助対象経費の拡充を図ること。</p> <p>主要国道のパーキングエリア、道の駅等に充電設備を設置するとともに、高速道路会社のサービスエリア等へも設置を働きかけるなど、電気自動車が快適に走行できる環境を整備すること。</p>
7	ポリテクセンターの都道府県移管について【商工労働部】	厚生労働省 総務省	<p>独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案に含まれるポリテクセンターの都道府県への移管条件については、事前に、移管先である都道府県の意見を十分に聞き、必要な見直しを行うこと。</p> <p>本県の受入条件</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設備は無償譲渡すること。</li> <li>・必要な財源を国が恒久的に措置する制度を整備すること。</li> <li>・職業訓練の内容を国が制限することなく、県の産業振興施策や企業ニーズに応じて県が独自に設定できること。</li> <li>・現行法では認められていない県立職業能力開発校の地方独立行政法人化を可能にすること。</li> </ul> <p>ポリテクセンターの都道府県移管に係るスケジュールを早期に提示すること。</p>
8	環日本海貨客船航路の安定的な運航と利用拡大に資する支援体制の充実について【商工労働部】	法務省 外務省	<p>ＣＩＱ体制の充実、迅速な手続を確保すること。</p> <p>ウラジオストク港の通関手続の迅速化及び透明化に関するロシア政府への働きかけを積極的に行うこと。</p>
9	斐伊川水系中海の護岸整備及び水質改善対策の推進について【生活環境部】 【県土整備部】	国土交通省 環境省	<p>斐伊川水系中海の護岸整備の促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大橋川改修事業に伴い、米子・境港両市民の安全・安心を確保する中海湖岸堤の整備を促進すること。</li> </ul> <p>斐伊川水系中海の水質改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湖沼法指定湖沼における浅場造成の規模拡大や覆砂による湖底環境の改善など水質浄化対策を積極的に推進すること。</li> <li>・湖沼の水質改善に資する非特定汚染源からの負荷対策など汚濁機構解明等の調査研究を推進すること。</li> <li>・湖沼法指定湖沼において、湖沼水質保全計画等に基づき、県や市町、各種民間団体が実施する事業に係る財政支援を拡充、創設すること。</li> </ul>
10	口蹄疫対策の強化について【農林水産部】	農林水産省	<p>防疫対策の更なる徹底</p> <p>口蹄疫のこれ以上の感染拡大は、わが国の畜産業界にとって極めて深刻な問題であり、国民生活にも重大な影響を及ぼすことになるので、国の責任において徹底した原因究明及び今後の防疫体制整備を行うこと。</p> <p>財政措置</p> <p>口蹄疫の侵入防止のため、県、市町村、関係団体が自主的に実施した防疫対策、風評被害対策経費について、特別交付税措置を含む財源措置により全額国庫補てんすること。</p> <p>「口蹄疫発生に伴う関連対策」の対象地域の拡大</p> <p>九州・沖縄で実施されている「口蹄疫発生に伴う関連対策」のうち、家畜市場の中止、延期による子牛出荷遅延対策など、影響が九州・沖縄以外に及ぶものについては事業対象地域を全国に拡大すること。</p> <p>埋却候補地の事前選定に係る国の関与</p> <p>的確な初動防疫を講じるためには殺処分家畜等の埋却地を事前選定しておく必要がある。候補地には国有地活用の検討も不可欠であり、事前選定段階から国が関与すること。</p> <p>口蹄疫対策特別措置法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の発生時に備え、即座に生産者等への補償措置、迅速な対応が取れるよう時限立法としないこと。</li> <li>・ 財政負担は国家防疫の観点から、地方自治体の負担がなく、全額国の直接負担とすること。</li> </ul>

1 1	「食のみやこ鳥取県」販売拠点施設の整備に要する今年度の財源確保について【農林水産部】	農林水産省	「食のみやこ鳥取県」を推進するため、県内農林水産業団体等が連携して、鳥取自動車道の開通に合わせて平成23年春にオープンを予定している「食のみやこ鳥取県」販売拠点施設の整備が促進できるよう今年度の財源を確保すること。
1 2	農林業の就業及び定着促進対策の充実強化について【農林水産部】	農林水産省	<p>「農の雇用事業」における制度拡充と事業継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象者に、農業就業に必要な基礎技術研修を行う農地保有合理化法人等を追加すること。</li> <li>・研修支援期間の延長、研修対象経費の見直し及び助成額の増額をすること。</li> </ul> <p>「経営体育成交付金（新規就農者補助事業）」の要件拡大と事業継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就農時期を限定せず、就農後3年以内の者を対象とすること。</li> <li>・予算枠を拡大すること。</li> </ul> <p>「緑の雇用担い手対策事業」等の林業就業促進施策の継続及び充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「緑の雇用担い手対策事業」の継続及び助成額の引上げ、研修支援期間の延長及び募集時期の見直し、作業種区分の拡充（特用林産の追加）を行うこと。</li> </ul> <p>県産農林水産物を活用する食品・木材関連産業の雇用対策支援制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産物加工業者等が行う規模拡大、新部門導入等に伴う新規雇用に対する支援施策を創設すること。</li> </ul>
1 3	太平洋クロマグロの資源回復に向けた取組について【農林水産部】	農林水産省	農林水産省は平成22年度中に「太平洋クロマグロの資源回復計画」を策定することとしており、大中型まき網漁業については、休漁、漁獲サイズの制限、個別漁獲割当等の管理措置の導入が検討されている。資源管理措置の導入に当たっては、クロマグロ漁業が持続的なものとなるよう、地域の漁業実態に十分に配慮し、漁業関係者の意見を十分踏まえた上で、地域の漁業へ甚大な影響を与えないよう、科学的な根拠に基づく適切な管理方を検討されること。
1 4	国営中海土地改良事業の中止に伴う代替水源対策の着実な対応について【農林水産部】	農林水産省	<p>国営中海土地改良事業は平成22年度完了にもかかわらず、施設の維持管理費について地元合意が難航している。については、次の事項について早急に対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元は、「淡水化中止により新たに必要となった送水区間（米川から干拓地の間）の管理費は、農家が負担すべきものでない。大型公共事業の中止・撤退であり、国は大胆な負担軽減措置を講じるべき」と強く反発。このため、合意に向け特段の対策を講じること。</li> <li>・ 干拓地への送水施設（ろ過池）に藻が大量に発生しており、機能障害や管理費の増大に繋がるので、速やかに改善すること。</li> </ul>
1 5	農山漁村地域整備交付金の予算確保等について【農林水産部】	農林水産省	<p>自治体の創意工夫や自由裁量に基づき、地方にとって必要な基盤整備を計画的に進められるよう、十分な交付金予算の確保を図ること。</p> <p>本交付金は、財政力が弱く、地域営農に支障を生じたり、災害等を引き起こす恐れのある老朽化した施設を多く抱える地域により手厚く配分すること。</p> <p>現制度では、地域ニーズに即した小規模なきめ細かな整備に対応できない。このため、農家のニーズや営農上</p>

			の課題等に即したきめ細かい整備が実施できるよう、小規模な基盤整備を交付対象事業の基幹事業として位置付けること。
16	国営農業用ダムに係る農業用水の他目的利用について【農林水産部】	農林水産省	国営造成基幹水利施設（かんがい用水）を畜産用水など広義の農業用に利用する場合は、公共目的と認めて国有財産使用料を減免すること。
17	戸別所得補償制度の本格実施について【農林水産部】	農林水産省	所得補償の算定基礎となる生産費は、地域ブロックの数値を採用するなど、生産費の高い地域が不利とならないよう配慮すること。 本格実施において、激変緩和措置がなくなることへの不安の声が聞かれていることから、規模、品質、環境保全、団地化等に応じた加算を検討すること。この際、地域の実態を良く調査・把握されるとともに、制度設計に当たっては、地域の意見を聞きながら進めること。 米の所得補償の交付基礎となる生産数量目標の県への配分については、過剰作付相当分を翌年度の配分から除外する等、生産数量目標に即して生産を行った地域や生産者が不利とならない算定方式に見直すこと。
18	果樹農家の経営支援について【農林水産部】	農林水産省	今春の天候不順による平成22年産の梨の大幅な減収に対し、農業共済制度における異常災害の認定及び共済金の早期支払について特段の配慮を図ること。 果樹農家の経営状況は厳しい状況となっている。セーフティネット機能の充実を図るため、来年度本格的に実施される戸別所得補償制度に果樹も含めること。
19	ジオパーク構想に関する支援について【文化観光局】【生活環境部】	文部科学省 環境省	世界ジオパークネットワーク加盟に向けた取組を支援すること。 ジオパークに親しむ観光の充実や教育活動の促進に関する取組を支援すること。 ジオパークエリア内の自然公園施設整備に係る財源と権限を移譲すること。
20	国際マンガサミット誘致・実施に向けた支援について【文化観光局】	文部科学省 (文化庁) 国土交通省 (観光庁)	2012年の第13回国際マンガサミット誘致・実施に向けた取組を支援すること。 まんがをキーワードとした地域づくりや観光客誘致、まんがコンテンツ産業の育成に関する取組に対し支援すること。
21	スポーツ・ツーリズムに関する支援について【文化観光局】	国土交通省 (観光庁)	鳥取県大山中海エリアをスポーツ・ツーリズムによる実証実験のモデル地区に指定し、外国人誘致に向けた取組を推進していくための環境整備等について支援すること。
22	私立中学校に対する就学支援金制度について【企画部】	文部科学省	義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、国において就学支援金を支給するよう制度化すること。
23	地球温暖化対策の充実強化について【生活環境部】	総務省 環境省 農林水産省 経済産業省	「地球温暖化対策基本法」を早期に成立させること。 「地方環境税」(仮称)を創設すること。 二酸化炭素排出量削減のための社会システムを構築すること。 二酸化炭素の吸収源としての森林整備を促進すること。 新エネルギー導入のため、総合的な対策を推進すること。

24	黄砂問題に対する取組の推進について【生活環境部】	環境省 外務省	黄砂に関する実態解明調査・研究を推進すること。 発生地の砂漠化を防止するための対策・事業を推進すること。 東アジア諸国との連携を推進すること。
25	国内地方航空路線の維持・拡充について【企画部】	国土交通省	羽田空港の再拡張に伴う新規発着枠については、国内路線に十分な規模の枠を確保し、米子・鳥取 - 東京便の増便等に活用できるよう、特に地方路線に優先的に配分すること。 米子 - 名古屋便など地域の存立と活性化のための命綱となっている地方ネットワークを維持・確保するため、その公共的な役割を踏まえて必要な支援を行うなど、航空行政のあり方を検討すること。
26	少人数学級の制度化について【教育委員会】	文部科学省	OECDの主な加盟国の学級編制基準(20~30人)に近づけるため、公立小中学校の一学級あたりの人数の上限引き下げを求めた中央教育審議会の提言を踏まえ、30人学級などの少人数学級の制度化と教職員定数の改善を行うこと。 そのために必要となる教職員の人件費、校舎整備費等の財源措置をすること。
27	北朝鮮当局による拉致問題の早期解決について【総務部】	内閣府	松本京子さんをはじめとする全ての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、首相の強いリーダーシップの下、政府一体となり毅然とした取組を行い、現在のこう着状態の打開を図ること。
28	移植医療の体制整備について【福祉保健部】	厚生労働省 独立行政法人国立病院機構	臓器の移植に関する法律の改正を積極的に広報するなど移植医療の普及啓発に国として積極的な対応をとること。 県内唯一の移植施設である独立行政法人国立病院機構米子医療センターが計画している施設更新築と移植医療関係者の人材育成、移植に対する相談機能、腎不全進展予防の相談・指導機能などを持つ「腎センター」の整備を支援すること。

【重点項目】

番号	項目	所管省庁	提案・要望内容
1	人権施策の推進について【総務部】	法務省	人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速・円滑に行うため、地域の実態を十分把握し、地方自治体や関係各方面の意見を反映させた実効性のある救済制度を早急に確立すること。
2	災害復旧事業等に要する地方公共団体の財政負担の軽減について【防災局】	内閣府	激甚災害の指定基準の要件緩和など、災害復旧事業等に要する地方公共団体の財政負担を軽減すること。
3	大規模災害時等における対応能力の向上について【防災局】	防衛省	大規模災害時や国民保護措置の必要な事態等への対応能力を向上し、県民の安全を確保するため、本県への大型輸送ヘリコプターの配備と生物テロ等に対応する装備の充実を図ること。
4	消防団に対する財政措置の拡充について【防災局】	総務省	国が示す「消防力の整備指針」に準じて、市町村が十分な消防力を整備できるよう、普通交付税の単位費用の算定における消防団員数の基準を実態を踏まえて見直すなど、市町村消防に係る財政措置の充実を図ること。
5	中山間地域における投票機会の確保について【企画部】	総務省	公職選挙法において、投票所の設置及び開閉時刻についての例外規定を設け、交通の不便な中山間地域などに限り、一の投票区域内で投票できる施設を複数追加して設け、一定の時間においては当該施設でも投票できるようにすること。 公職選挙法に規定する投票の手続について、その例外規定を設け、投票事務従事者が交通の不便な中山間地域を巡回して投票用紙を回収できるようにすること。 選挙の管理執行機関が、交通手段を持たない有権者を投票所まで移送する便宜供与を可能とする制度を設けること。 郵便による不在者投票を、交通の不便な地域の有権者も利用できるようにすること。 上の措置が国政選挙・地方選挙を通じて実現できるよう、必要な財源措置を行うこと。
6	地上デジタル放送への移行に伴うアナログ時の放送エリア100パーセントカバー等のための対策について【企画部】	総務省	アナログ時の放送エリア100パーセントカバーに必要な中継局を整備すること。 受信対策について全額国庫負担とすること。 共聴施設への補助について、申請の通年化等、柔軟な運用とすること。
7	総合的な鉄道の整備推進について【企画部】	総務省 国土交通省	鉄道の安全対策を推進すること。 鉄道駅のバリアフリー化を円滑に進めるための財政支援を拡充すること。 在来線の電化・複線化、フリーゲージトレインの導入・助成等により高速幹線鉄道網の整備を推進すること。 第三セクター鉄道の輸送の安全を確保するための財政支援を拡充すること。



8	地方バス路線等生活交通確保のための自治体負担に対する財源確保について【企画部】	総務省 国土交通省	<p>地方バス補助金については、過疎、中山間などの地域に対する補助要件の緩和や支援の充実を行うこと。</p> <p>今年度改正されたバス車両購入への補助については、路線バスのバリアフリー化等を推進する上で必要不可欠な補助金であることから十分な予算を確保すること。</p> <p>地方バス路線の運行維持については、生活交通確保のために県及び市町村が行う方策に要する経費に対する特別交付税措置を維持するとともに、その対象を拡大すること。</p>
9	外国人観光客誘致に係る地方への配慮について【文化観光局】	国土交通省 (観光庁)	<p>訪日旅行促進事業(ピジット・ジャパン事業)における、訪日外国人旅行者が少ない地域の観光魅力を積極的にPRすること。</p> <p>ピジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業における、予算の地方への重点配分と柔軟な執行への理解、地方公共団体の意見を事業に反映させるためのシステムづくりを行うこと。</p>
10	三徳山の世界遺産登録に向けての取組について【文化観光局】【教育委員会】	文部科学省 (文化庁)	<p>三徳山の世界遺産登録暫定リスト入りに向け、三徳山の調査・研究に係る取組に対し財政支援を行うこと。</p>
11	保健・医療政策の充実について		
	医師の確保対策の推進について【福祉保健部】	厚生労働省	<p>養成された医師が地域偏在・診療科偏在を起こさないよう地域が必要とする医療に従事する全国的な医師配置調整制度を早急に創設すること。</p> <p>卒業した大学の所在する都道府県又は地域ブロックの病院の中から研修病院を選択する制度とするなど、地域医療に携わる医師の確保が担保できる新医師臨床研修制度の抜本的見直しを行うこと。</p> <p>緊急避難的な措置として、臨床研修修了後の一定期間内にへき地、中山間地などの医師不足地域(これらの地域の後方支援を行う地域の中核病院を含む。)における勤務を義務化する、地域や期間を限定して医師の新規の開業を制限するなど、地域の医療人材の確保を担保するシステムの構築を行うこと。</p> <p>平成22年度診療報酬改定の効果を検証するなど、産科、小児科などの特定診療科へ医師を誘導する措置を実施すること。</p> <p>腎臓病患者の透析が円滑に行えるよう診療報酬の引上げを行うほか、不足している腎臓内科医等の透析を担当する医師を養成すること。</p>
	看護師確保対策の推進について【福祉保健部】	厚生労働省	<p>看護師の安定的な養成と確保・定着に向けた、看護師の生きがいと魅力ある職場環境づくりを総合的に推進すること。特に、診療報酬の見直しによる、各医療機関が夜勤回数制限や労働時間短縮など労働環境の改善、処遇の改善が行えるようにすること。</p> <p>訪問看護事業等における看護師の確保を図るための、報酬の見直し、看護師の処遇改善を行うこと。</p> <p>女性が大半を占める看護師が働きやすいよう、院内保育所の施設整備・運営に対する助成制度を拡充すること</p>

			<p>社会資源を有効に活用するための潜在看護師の状況把握及び再就業支援のための施策を充実させること。</p> <p>当面の慢性的な看護師不足に対応するため、医師・看護師との連携のもとで病院の介護職員による一定の医行為（たんの吸引や経管栄養）を可能とすること。</p>
	がん対策の推進について【福祉保健部】	厚生労働省	<p>病院と診療所など医療機関間における役割分担を図り、がん患者にとって切れ目のないがん医療の提供体制を構築するため、がん地域連携クリティカルパスを診療報酬で評価するよう検討すること。</p> <p>県民全てを対象としたがん検診の実施状況等を評価するため、医療保険者など職域からの報告を制度化し、現状を把握するための体制を整備すること。</p>
	子宮頸がんワクチン等の定期接種化と財政支援について【福祉保健部】	厚生労働省	<p>予防接種法で定められている定期接種の対象に、「子宮頸がん」予防のためのワクチンを追加すること。また、その他、死亡や後遺症の残る可能性がある髄膜炎予防のための「Hib（ヒブ）菌」や「肺炎球菌（7価、23価）」に対するワクチンを定期接種の対象に追加すること。</p> <p>定期予防接種費用は、予防接種を受けた者等から実費を徴収することが可能となっているが、実態として実施主体である市町村が公費負担をしているという現状にある。（経済的理由により実費徴収が困難な費用については地方交付税措置が講じられている。）また、法に基づかない予防接種に係る費用は原則接種者等の負担となるが市町村が独自に補助制度を設けている場合も多い。</p> <p>すべての住民が地域間格差なく予防接種を受けることが出来るよう接種費用を助成すること。</p>
	禁煙治療に係る保険適用の要件緩和について【福祉保健部】	厚生労働省	<p>若年者と妊婦の禁煙を促進するとともに、禁煙治療を受けたい住民に対して禁煙治療の保険適用が認められるよう、基準要件を緩和すること。</p>
	ポルフィリン症の難病指定について【福祉保健部】	厚生労働省	<p>日光暴露により症状が悪化し、日常生活が大きく制限されるポルフィリン症の治療法の開発と患者の療養生活を支援するため、一刻も早い難病指定を行うこと。</p>
	国による准看護師制度の一元化について【福祉保健部】	厚生労働省	<p>准看護師制度が、同じ法律に基づく資格である保健師、助産師及び看護師の制度と同様に全国統一的に運用され、国民の生命と安心・安全な医療提供が担保されるよう、保健師助産師看護師法を改正して国において一元管理を行うこと。</p>
	医業類似行為の明確化について【福祉保健部】	厚生労働省	<p>医業類似行為の範囲の明確化、およびあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師でなければ業として行えない範囲を明確化すること。</p> <p>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師以外の者が業として行う医業類似行為によって生ずる被害から国民の安全を守るために必要な対応をすること。</p>
12	介護基盤の充実強化について		
	介護現場における人材定着対策について【福祉保健部】	厚生労働省	<p>昨年度、介護職員の報酬改定及び介護職員処遇改善交付金の創設が行われたものの、介護人材の定着を図るための十分な処遇改善となっていないため、介護現場の職員の能力や経験に応じた介護報酬を設定すること。</p> <p>きめ細やかな介護サービスを実施するため、基準を上回る介護職員を配置している実情があることから、それ</p>

			<p>に見合った介護報酬となるような制度を設定すること。</p> <p>介護職員のみ限定した介護職員処遇改善交付金の対象範囲を見直すとともに、事業が終了する平成23年度末以降も、引き続き、介護現場に従事する職員の処遇改善策を継続すること。</p> <p>介護現場に従事する職員の処遇改善策に要する経費については、介護保険料や利用者負担額の引き上げ、又は地方公共団体の負担につながることをしないよう、次期介護報酬改定の議論の中で十分な検討をすること。</p>
	介護福祉士資格の取得に関する現任者対策について【福祉保健部】	厚生労働省	<p>就学しながら600時間の養成施設研修が困難な現任の介護職員について、ヘルパー資格を有する者について研修の代替性を高めるなど、介護福祉士国家資格の取得を容易とするよう、支援策を講じること</p>
	介護療養病床転換の方向について【福祉保健部】	厚生労働省	<p>介護療養病床の転換については、病床廃止方針の凍結が示された後、廃止の方針が変わらないとの大臣発言があるなど、介護現場に混乱を招いていることから、早急に方向性を示すこと。</p> <p>なお、介護療養病床の再編に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>療養病床の再編に関し、医療ニーズを有する患者に対して必要な医療がとぎれることがないよう、円滑な移行措置への支援を行うこと。</li> <li>医療療養病床から老人保健施設等への転換に伴う介護保険費用の増加分について、被保険者や地方公共団体の負担が過大とならないよう、十分な財源措置を行うこと。</li> </ul>
13	安心して子育てできる環境の整備について		
	小児医療費の負担軽減等及び特別医療費の助成に伴う国庫負担金の減額措置の見直しについて【福祉保健部】	厚生労働省	<p>義務教育期間の子どもの医療費について、自己負担割合の引下げ等による、子育て家庭の経済的負担の更なる軽減を図ること。</p> <p>市町村の特別医療費助成による国民健康保険療養給付費等に係る国庫負担金の減額措置を見直すこと。</p>
	保育所における保育士配置基準の改善及び財源措置の充実について【福祉保健部】	厚生労働省	<p>安心して子育てできる政策を進めるため、子ども手当による直接給付だけでなく、充実した保育環境を整備すること。</p> <p>保育・幼児教育の質の向上を図るため、保育所における保育士の配置基準の改善及び適切な職員配置が可能となる必要な財源措置を行うこと。</p>
14	地域の実情に応じた障がい福祉サービスについて		
	障がい者総合福祉法（仮称）の制定に向けた提言について【福祉保健部】	厚生労働省	<p>薬物依存症リハビリ施設が安定した運営ができるように公的支援を行うこと</p> <p>高次脳機能障がいの定義を法律上に明文化すること</p> <p>発達障がいの特性に応じた支援を行うための児童デイサービス、自立訓練などの障害福祉サービスを充実させること。</p> <p>児童福祉法にかかる障がい児のサービス利用負担を見直しすること</p>
	地域の実情に応じた障がい福祉サービスの提供と財源確保について【福祉保健部】	厚生労働省	<p>地域生活支援事業に対して積極的に取り組めるように、地域生活支援事業国庫補助金の十分な財源を確保すること。</p> <p>医師法等による資格を持たない介護職員に対し、例えば一定の知識・技能を習得させることを要件にすること</p>

			<p>などにより、オストメイトの方の肌に接着したストーマ装具（パウチ）の取り替えを行うことができるように要件を緩和すること。</p> <p>平成21年度に創設された施設外就労加算の金額を小規模な事業所でも対応できるように見直すこと。</p>
15	生活福祉資金貸付制度に係る連帯借受人等の要件の廃止について【福祉保健部】	厚生労働省	生活福祉資金貸付制度のうち教育支援金については、連帯借受人等の設定の要件を廃止すること。
16	児童虐待対応における裁判所の積極関与の法的整備について【福祉保健部】	厚生労働省	児童虐待案件が発生した場合の対応として親子分離と親子再統合があるが、そのいずれも児童相談所が所管している現行法制度を改め、親子分離を裁判所が行うこととする等の法制度に改めること。
17	生活保護制度及び地域生活定着支援センターについて【福祉保健部】	厚生労働省	<p>市町村の実態に即した適切な級地区分の見直しをすること。</p> <p>生活保護受給者の勤労意欲が強く、運転免許の取得が就職への可能性を高めると認められた場合における、免許取得経費の支給要件の緩和を行うこと。</p> <p>地域生活定着支援センターの業務内容の充実を図り支援体制を強化すること。</p>
18	社会保障制度における「世帯」のあり方について【福祉保健部】	厚生労働省	低所得者の負担軽減については、世帯単位で負担能力を判断することとなっているが、形式的な「世帯分離」による負担軽減といった問題が生じないよう、本人又は本人と配偶者の負担能力により判断するよう見直すこと。
19	保育料の負担軽減について【鳥取市長会】	厚生労働省	保育所運営費に係る保育所徴収金（保育料）基準額を引き下げ、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ること。
20	国民健康保険事業安定のための国の財政支援について【鳥取市長会】	厚生労働省	国民皆保険の根幹を成す国民健康保険事業の安定的な運営が図られるよう、国の財政支援を拡充すること。
21	女性特有のがん検診推進事業の継続実施について【鳥取市長会】	厚生労働省	対象となる者と対象とならない者との不公平を解消するため、女性特有のがん検診推進事業を継続実施すること。
22	国による妊婦健康診査臨時特例交付金制度の継続について【鳥取市長会】	厚生労働省	平成23年度以降も、国において、妊婦健康診査臨時特例交付金制度を継続すること。
23	子ども手当の学校給食費への充当について【鳥取市長会】	厚生労働省	市町村が、学校給食に必要な保護者負担相当額を子ども手当から事前に差し引いて充当することができるように法の整備を行うこと。
24	方面ウラン残土により製造したレンガ製品の利活用促進について【生活環境部】	文部科学省	<p>期日までにレンガ製品の県外搬出を行うよう日本原子力研究開発機構に対して指導を行うこと。</p> <p>レンガ製品の安全性のPRに努め、一層の利活用をすすめること。</p>
25	消費者行政活性化への財政的支援の継続について【生活環境部】	内閣府 (消費者庁)	<p>平成24年度以降においても、地方消費者行政の充実・強化のための財源手当について継続して配慮すること。</p> <p>地方の実情を踏まえ、自主性を尊重した基金活用のため、条件緩和を図ること。</p>
26	生活排水処理事業における国の窓口の一本化、維持管理費に対する財源の確保	総務省 環境省 農林水産省	<p>4省庁に分散している生活排水事業について国の窓口を一本化すること。</p> <p>生活排水処理に係る住民負担軽減のための財政支援</p>

	保及び統廃合時の補助金返還免除について【生活環境部】	国土交通省	を充実すること。 生活排水処理施設の統廃合時における補助金返還を免除すること。
27	住宅の耐震改修補助制度の拡充について【生活環境部】	国土交通省	耐震改修に係る補助率を引き上げること。
28	朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨収集について【生活環境部】	総務省 厚生労働省 経済産業省	朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨を発掘し、遺族に返還すること。
29	廃棄物焼却施設改良事業への財政上の支援策の充実について【鳥取県市長会】	環境省	廃棄物処理施設の基幹的設備の改良に要する地方公共団体の財政負担を軽減すること。
30	切れ目のない経済雇用対策の実施及び地域経済の活性化と雇用創出につながる成長分野の推進【商工労働部】	内閣府	経済状況や雇用環境を早期に安定した回復軌道へ移行させるため、中小・零細企業者資金繰り対策の継続・強化や農林業分野への雇用誘導など、引き続き、切れ目のない経済雇用対策を実施すること。 「新成長戦略」の中に位置づけられている「環境・エネルギー」及び「健康」、「アジア経済戦略」などの成長分野の推進においては、地域経済の活性化と雇用創出につながるよう、地域の強みを活かした地方独自の戦略についても予算を確保しハード、ソフトの両面から後押しすることで、我が国産業全体の底上げを図ること。 鳥取県の主要戦略（例） ・北東アジアゲートウェイ構想 ・鳥取発E Vタウン・スマートタウン構想
31	国内産業の地方分散の促進について【商工労働部】	経済産業省	国策として国内産業の地方分散を促す施策を実施することで、地域間格差の解消と我が国の持続的な成長に貢献する地域の活性化を図ること。 ・地方への企業立地に対する優遇措置の実施（法人税の引き下げ） ・財政力が弱い自治体が独自に企業立地助成をする場合の財政支援措置の導入 「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づく市町村の固定資産税の減免に対する交付税措置について、計画地域全体の状況を勘案した制度に変更すること。 地方における企業誘致を促進するため、「農村地域工業等導入促進法」に基づく地方税の課税免除等に対する交付税措置の適用（対象となる設備の新増設期間が平成21年12月31日で満了）について再度措置すること。
32	中小・零細企業者の資金繰り円滑化対策の継続・強化について【商工労働部】	経済産業省	本年2月15日に平成23年3月31日を期限に創設された「景気対応 緊急保証制度（緊急保証制度）」の期間を延長すること。 中小・零細企業者の資金調達に支障を生じないよう、中小企業の特性に配慮した金融機関に対する指導・監督を継続・実施すること。
33	訓練・生活支援給付金の充実について【商工労働部】	厚生労働省	雇用保険の非受給者に対する「訓練・生活支援給付金」について、恒常的な制度として定着させること
34	減額となったシルバー人材センター事業費補助金	厚生労働省	国の事業仕分けにより、平成22年度シルバー人材センター事業への補助金が削減されたが、これを復元し、

	の復元について【鳥取県市長会】		維持継続すること。
35	農産物貿易ルールの確立について【農林水産部】	農林水産省	<p>WTO農業交渉における「多様な農業の共存」が可能となる貿易ルールの確立すること。</p> <p>経済連携協定（EPA）、自由貿易協定（FTA）交渉について、我が国の国益にかなう交渉相手国を選定して交渉すること。特に、日豪EPA交渉においては、牛肉、乳製品等の重要品目が対象外となるよう、我が国の国益に十分留意して交渉すること。</p>
36	農産物集出荷施設整備に要する財源確保について【農林水産部】	農林水産省	「食のみやこ鳥取県」にふさわしい産地育成を推進するため、県内農業団体が計画している農産物集出荷施設の整備に必要な財源を確保すること。
37	鳥獣被害防止対策交付金の予算確保について【農林水産部】	農林水産省	<p>被害防止計画に基づく対策の進捗に支障が出ないように、国事業を次年度以降も継続することと、十分な予算確保と地方配分を行うこと。</p> <p>市町村の対策を後押しする県の鳥獣被害防止対策に関わる支出に対しても、市町村並みに特別交付税措置を拡充すること。</p>
38	魚介類における農薬残留基準の早急な設定について【農林水産部】	農林水産省 厚生労働省	<p>一律基準の対象となっている農薬に対して個別に評価を行い、それぞれに適正な基準を設けること。</p> <p>特に、使用頻度が高い以下の農薬について、魚介類における基準値の設定を早急に進めること。</p> <p>・ダイアジノン、クロルピリホス、クレソキシムメチル、MEP、トリシクラゾール、シメトリン</p>
39	ブロッコリーの指定野菜価格安定対策事業の指定について【農林水産部】	農林水産省	現在14品目ある「指定野菜」の対象品目の見直しを行い、現在「特定野菜」の対象品目で全国的に出荷量の増加しているブロッコリーを指定野菜の対象品目にする。
40	国営造成水利施設の維持管理支援施策の充実について【農林水産部】	農林水産省	<p>基幹水利施設管理事業において、管理職員の人件費を補助対象とすること。</p> <p>国有土地改良施設の補修費用については、整備時の国営事業と同じ国庫補助率で支援するとともに、高度な技術を要する機器更新等は国営事業として実施すること。</p>
41	小水力発電施設に係る導入支援措置の拡充について【農林水産部】	農林水産省	<p>安定した電気の買取制度を確立すること。</p> <p>農業団体、土地改良区が導入しやすいよう、土地改良法等の改正を行うこと。</p>
42	造林会社に対する支援措置の拡充について【農林水産部】	総務省 農林水産省	<p>日本政策金融公庫借入金の元金償還について、都道府県が支援（原資の貸付け）を行う場合に対する国庫補助制度を創設すること。</p> <p>松くい虫被害、生育不良などにより、不採算として位置づけた造林地に係る既往債務に対し、都道府県が支援（債務免除等）を行う場合に対する国庫補助制度を創設すること。</p>
43	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに新日韓漁業協定関連漁業振興対策事業の継続実施について【農林水産部】	外務省 国土交通省 農林水産省	<p>暫定水域内の操業秩序及び資源管理方策を早急に確立すること。</p> <p>日韓両国政府の責任により積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げる。</p> <p>今もなお新協定の影響を受ける漁業者に対し、中長期に及ぶ安定的な支援事業を継続して実施すること。</p>

4 4	社会資本整備総合交付金の予算確保等について【県土整備部】	国土交通省	当県の社会資本整備が重点的かつ確実に行われる予算枠を確保し、傾斜配分すること。 財政基盤の弱い地方公共団体に配慮し、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第3条に規定する「引上率」を適用すること。
4 5	社会基盤整備の推進について		
	漁港関係事業費及びフロンティア漁場整備事業費の確保について【県土整備部】	農林水産省 (水産庁)	漁港関連事業を着実に実施するための十分な事業費を確保すること。 ・網代漁港、泊漁港等 フロンティア漁場整備事業について十分な事業費を確保すること。
	河川事業費の確保について【県土整備部】	国土交通省	河川関係事業に係る、以下の整備に向けた十分な事業費を確保すること。 ・県管理河川の浸水被害の予防・軽減に向けた整備(社会資本整備総合交付金) ・直轄河川の河川整備計画等に基づく計画的整備
	海岸事業費の確保について【県土整備部】	国土交通省	山陰海岸国立公園内での県管理海岸の侵食対策に対する十分な事業費(社会資本整備総合交付金)を確保すること。 ・湯山海岸、岩美海岸 弓浜半島における直轄海岸の侵食対策に対する十分な事業費を確保すること。 ・皆生海岸
	砂防関係事業費の確保について【県土整備部】	国土交通省	県民が生き生きと安全で安心して生活するため、人家人命等を直接守る砂防施設の整備を着実に進めるために必要な補助砂防事業費を確保すること。 ・砂防災害の復旧に関連して整備を進めるために必要な事業費の確保(屋堂羅川ほか) ・災害時要援護者施設関連箇所の対策を進めるために必要な事業費の確保と新規箇所の確実な採択 直轄砂防事業の整備促進に必要な事業費を確保すること。 ・大山南壁(一の沢、二の沢、三の沢)下流域 ・天神川流域
	治山関係事業費の確保について【県土整備部】	農林水産省	県民が生き生きと安全で安心して生活するため、山地災害を防止するとともに、人家人命等を守る治山施設の整備を着実に進めるために必要な事業費を確保すること。 直轄治山事業の整備促進に必要な事業費を確保すること。 ・国有林治山事業:大山南壁(三の沢地区ほか) 久住地区特定流域総合治山事業
4 6	殿ダム建設事業について【県土整備部】	国土交通省	殿ダム建設事業は、計画どおり平成23年度に完成すること。
4 7	直轄事業における地元企業への優先発注について【県土整備部】	国土交通省 農林水産省	建設工事における分離・分割発注を推進すること。 特に県内企業の受注率が低い舗装工事について、分割発注を推進すること。 本店所在地を県内に限定する工事等について、対象金額や対象工事、対象業種を拡大すること。 建設工事における資材調達について、県産品を優先使用すること。
4 8	地方公共団体の自主性、自立性を尊重し地方分権に	文部科学省	教育委員会制度の運用に当たっては、地方公共団体の主体的な判断を尊重すること。

	資する教育行政の推進について【教育委員会】		<p>地域の特性に応じた自立的な教育行政の運営を尊重すること。</p> <p>拡大する教育需要に対応した教職員の確保と必要な財源措置をすること。</p>
4 9	「総額裁量制」の柔軟な運用について【教育委員会】	文部科学省 総務省	<p>小中学校の司書職員や特別支援学校の看護師等を義務教育費国庫負担制度の対象職員とするなど、「総額裁量制」を柔軟に運用すること</p>
5 0	学校図書館の整備・充実について【教育委員会】	文部科学省 総務省	<p>図書整備に係る地方交付税措置について、義務教育諸学校に加えて公立高等学校もその対象とするよう、地方交付税措置を充実すること。</p> <p>司書教諭としての職務が十分に果たせるよう、加配教員の配置による授業持ち時間の軽減などの改善措置を図ること。</p> <p>小中学校の図書館司書職員を義務教育費国庫負担制度の対象職員とすること。</p>
5 1	スクールカウンセラーの国庫補助制度の充実について【教育委員会】	文部科学省	<p>スクールカウンセラー配置に関し、国庫補助制度の改善、定時制・通信制課程高等学校等への配置の拡充及び私立高等学校に対する補助制度の充実を図ること。（地方公共団体がスクールカウンセラーを常勤職員として採用する場合にも国庫補助対象とすること。）</p>
5 2	特別支援教育の就学奨励制度の見直しについて【教育委員会】	文部科学省	<p>障がいのある児童生徒の実態や地域の実情に即した柔軟な制度とするため、事務手続きの簡素化、補助金の確保及び配分限度額の引き上げ並びに対象経費の拡充を図ること。</p>
5 3	発達障がいのある生徒に対する高校での指導支援の充実について【教育委員会】	文部科学省	<p>専門性のある支援員配置のための財源措置や通級指導に類する実践における単位認定の弾力化など、発達障がいのある生徒に対する高校での指導支援を充実させること。</p>
5 4	学校施設の耐震化の促進について【教育委員会】	文部科学省	<p>公立小中学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震防災対策特別措置法改正による耐震補強の補助率高上げの対象施設を耐震化が必要な全ての建物へ拡充すること。（現行：Is値0.3未満の建物）</li> <li>地震防災対策特別措置法改正による補助率高上げにおいて、「改築事業」についても耐震補強と同様の補助率2/3へ引き上げること。（現行1/2）</li> </ul> <p>公立高等学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震防災対策特別措置法をさらに見直し、その対象を公立高等学校へ拡充すること。</li> </ul> <p>私立学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私立学校施設整備費補助金及び私立幼稚園施設整備費補助金を拡充すること。</li> </ul> <p>耐震化が必要な全ての建物について、耐震補強工事の補助率を2/3へ引き上げ（現行：Is値0.3未満1/2、Is値0.3~0.7：1/3）</p> <p>耐震診断費用を単独で補助対象化</p> <p>耐震補強が必要で老朽化した私立中・高等学校の改築費用について補助対象化</p>
5 5	国立大学法人運営費交付金等の確保について【企画部】	文部科学省	<p>平成23年度予算編成にあたって「国立大学法人運営費交付金」及び「私立大学等経常費補助」については、各大学が安定的な運営ができるよう、必要額を確保すること。</p>



